

都立高等学校における
通級による指導に係る連携事業者
募集要項

令和3年1月
東京都教育委員会

< 目次 >

第1 事業の内容 p. 3~5

- 1 都立高等学校における通級による指導の実施方法(基本スキーム)
- 2 発達障害等のある生徒への指導経験のある外部人材と連携して指導する目的
- 3 東京都教育委員会と応募事業者との連携の方法及び内容

第2 連携事業者の募集及び選定等 p. 6~9

- 1 募集スケジュール
- 2 応募事業者の要件等
- 3 審査
- 4 審査結果の公表
- 5 その他

第3 応募の手続 p. 10~11

- 1 応募スケジュール
- 2 応募希望表明書の受付
- 3 本要項等への質問・回答
- 4 応募書類の提出

「都立高等学校における通級による指導に係る連携事業者募集要項」(以下「本要項」という。)は、都立高等学校(都立中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。)における通級による指導の円滑な実施にあたって、発達障害等のある都立高等学校の生徒(以下「都立高校生」という。)の自立と社会参加を支援する東京都教育委員会の取組に賛同し、連携する民間の事業者(団体含む。以下同じ。)を募集するため、広く公表するものです。

〔用語に関する定義等〕

本要項における用語の定義は、以下のとおりです。

ア 通級による指導:大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態を指す。

指導の対象は、知的障害がなく、発達障害等のある都立高校生

指導の目的は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服すること。(不登校の解消が主たる目的の場合は、通級による指導の対象外)

指導の内容は、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う。

イ 発達障害等:自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害

ウ 応募事業者:本要項に基づき、東京都教育委員会との連携を希望し、応募する民間事業者

第1 事業の内容

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」及び「都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)」に基づき、都立高等学校における発達障害教育の充実を図るため、令和3年度から、どの都立高等学校に進学しても、発達障害等のある生徒が、特別な指導を受けられる環境を整備します。

1 都立高等学校における通級による指導の実施方法(基本スキーム)

通級による指導を受ける生徒が在籍する都立高等学校の教員と、発達障害等のある生徒への指導経験のある外部人材とが、ティームティーチングの形式を基本として、指導の対象となる都立高校生に対して、通級による指導を行います。

なお、生徒を指導する時間帯や年間の指導時間数等については、指導する生徒の状況及び在籍する都立高等学校の教育課程等によるため、一人一人異なることが想定されます。

2 発達障害等のある生徒への指導経験のある外部人材と連携して指導する目的

(1) 発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等の活用

東京都教育委員会は、高等学校における通級による指導の制度化以前から、高校生などに対して指導・支援を行ってきた民間事業者の貴重な経験やノウハウ等を活用し、都立高等学校における通級による指導の充実を図ります。

(2) 都立高等学校における発達障害教育の推進

都立高等学校の教員が、外部人材と連携しながら生徒を指導することによって、外部人材が持っている指導ノウハウ等を身に付けるとともに、指導による生徒の変容をきめ細かく把握し校内で共有することを通じて、当該教員をはじめとして学校全体の発達障害教育に対する更なる理解促進を図ります。

3 東京都教育委員会と応募事業者との連携の方法及び内容

(1) 決定

東京都教育委員会が、本要項に基づき公募し、応募事業者からの応募内容を審査して、一定の基準を満たした応募事業者を連携事業者として決定します。(連携事業者数の上限は定めません。)

(2) 協定の締結

別紙協定書(案)の内容により、連携事業者と東京都教育委員会の双方が合意し、協定を締結します。ただし、本要項や協定に記載された内容に違反する重大な過失があった場合は、東京都教育委員会の判断において、協定を終了します。

(3) 連携の内容

東京都教育委員会及び連携事業者は、都立高等学校に在籍する発達障害等のある生徒に対する支援の充実を第一に考え、別紙協定書(案)に基づき、主に、次のアからウに掲げる事項を連携及び協力して実施します。

ア 連携事業者による発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等のある人材(以下「専門人材」という。)の推薦

都立高等学校が、通級による指導の実施にあたって必要となる専門人材の確保のため、連携事業者に対して照会した場合に、連携事業者は、都立高等学校に対して、専門人材の推薦に協力します。(地域や時間帯によっては推薦が難しい場合などが想定されることから、全ての照会に対して、必ず専門人材を推薦しなければならないものではありません。)

なお、推薦された専門人材の活動実績に応じて、都の基準に従って報償費を支払います。また、専門人材の活動内容は、通級による指導(授業)への支援のほか、授業前の教材(授業)準備、授業後の記録作成、学校に対する指導内容の提案や解説等を想定しています。

イ 都立高等学校の生徒に対して、連携事業者が支援した通級による指導に係る教材や事例等の東京都教育委員会との共有及び共有後の都立高等学校への普及

連携事業者が実践した通級による指導の内容に関して、東京都教育委員会と情報を共有するとともに、東京都教育委員会による実践事例集の作成などの際に、連携事業者と協力し、都立高等学校における通級による指導の充実に向けて普及を図ります。

なお、教材等の著作権は開発した連携事業者に帰属しますが、東京都教育委員会と共有する情報については、他の連携事業者とも共有することとなります。

ウ 発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等の専門性の向上

都立高等学校における通級による指導に関わる専門人材等の更なる専門性の向上を図るため、東京都教育委員会が、連携事業者と協力して講習会などを開催し、主に都立高等学校から委嘱されている専門人材が受講します。

(4) 事業の進め方等

ア 連携事業者に求める事項

東京都教育委員会は、事業者が、通級による指導の目的達成に向け、東京都教育委員会と連絡・調整を図りながら、責任を持って、3(3)連携の内容に取り組むことを求めます。

イ 連携事業者に関する情報の都立高等学校への紹介

協定締結後、東京都教育委員会は、都立高等学校に対して、事業者からの応募内容の情報を参考とし、連携事業者を紹介します。

ウ 都立高等学校における通級による指導の充実

教材や事例等の共有及び普及に関する進め方については、協定締結後、東京都教育委員会と連携事業者で別途協議することとします。

第2 連携事業者の募集及び選定等

1 募集スケジュール

現在、事業予定者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定しています。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和3年1月13日(水)
応募希望表明書の受付	令和3年1月18日(月)から1月21日(木)まで
説明会の実施(オンライン)	令和3年1月26日(火)
応募書類の締切	令和3年2月4日(木)
審査委員会の開催 (ヒアリングの実施)	令和3年2月中旬
協定締結	令和3年2月下旬

2 応募事業者の要件等

以下のとおり、事業者の基本要件を定めます。基本要件に適合しない場合は、原則として、失格とします。

(1) 基本要件

応募事業者は、別紙協定書(案)の協定の有効期間中の円滑な連携が可能な、運営力及び経営能力等を有する者とします。

ア 応募事業者の運営力及び経営能力等

(ア) 応募事業者は、日本国内において発達障害等のある児童・生徒に対する指導経験(5年以上)を有し、特別支援学校高等部学習指導要領に定める「自立活動」の考え方や内容等について理解している者とします。

(イ) 応募事業者は、事業を安定的・継続的に履行する上で必要な資力、信用力を有することとします。応募事業者は、過去の財務状況等を証明する書類を提出します。

イ 応募事業者の欠格事項

次の欠格事項のいずれかに抵触する事業者は、応募することはできません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

- (イ) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成 29 年 6 月 26 日付 29 財経総第 613 号)に基づく指名停止期間中の者
- (ウ) 経営不振の状態(会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、銀行取引停止処分が行われたとき、手形取引停止処分がなされたとき及び電子債権記録機関による取引停止処分がなされたとき。)の者
- (エ) 最近 1 年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税を滞納している者
- (オ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者又はそれらの者の統制下にある者が人事面で関与している者
- (カ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(平成 29 年 8 月 18 日付 29 財経総第 1211 号)第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- (キ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属している又は関与している者
- (ク) 本事業の審査委員及び関係職員に対して、選定されるように個別に接触した者

(2) 要件確認の基準日

ア 応募事業者の要件の基準日は、提案書等の受付時点とします。ただし、受付時点で基本要件を満たしていない場合又は受付時点以降基本要件を満たさなくなった場合において、審査結果の公表までの間に基本要件を満たすことが明らかなものとして東京都教育委員会が認めた場合は、基本要件を満たす見込みの日を基準日とします。

イ 連携事業者が協定締結までの間に、2(1)の応募事業者の要件に適合しなくなった場合は、原則として、失格とします。

ただし、参画者が 2(1)の応募事業者の要件に適合しなくなった場合において、東京都教育委員会が指定する期間内に東京都教育委員会の承認を受けることを前提に、当該抵触者を除外した残りの参画者が資格を満たす場合には、この限りではありません。

3 審査

(1) 審査内容

審査基準に従い、次のとおり、基本要件(第2 2(1))及び応募書類の審査を行います。

ア 基本要件の審査では、運営力及び経営能力等並びに欠格事項の有無等を確認し、要件を満たしていない応募事業者を失格とします。

イ 応募書類の審査では、応募事業者が東京都教育委員会に提出した応募書類及び審査委員会による応募事業者へのヒアリング結果に基づき審査を行います。

(2) 主な審査項目(詳細は、別添の審査基準に記載)

ア 基本要件の審査

イ 応募事業者による応募書類の審査

(ア) 発達障害等のある児童・生徒への指導・支援に関する実績

(イ) 取組方針

(ウ) 専門性の担保及び指導実績の蓄積

(エ) 運営・連携体制

(オ) 発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等のある人材の確保

(カ) 事業者として有するノウハウ

(3) 審査方法

応募書類の審査では、東京都教育庁の職員により構成される審査委員会において、評価します。

審査委員会において、審査基準に従って審査を行い、連携事業者を選定します。

4 審査結果の公表

審査の結果、決定した連携事業者名を公表します。

5 その他

(1) 応募に必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(2) 提出した応募書類の内容の変更は認めません。ただし、単なる記載の誤り等、実質的な内容の変更を伴わない軽微な修正については、この限りではありません。

- (3) 提出した応募書類は返却しません。
- (4) 応募書類に虚偽の記載がある場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによります。
- (6) 応募書類の著作権は、それぞれの応募事業者に帰属しますが、東京都教育委員会が公表、展示を行う場合、その他必要と認めるときには、東京都教育委員会はこれを無償で使用できることとします。
- (7) 応募書類に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、試験問題、コンピュータ・プログラム等を使用した結果生じた責任及び費用は、応募事業者が負うこととします。
- (8) 東京都教育委員会が公表・配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

第3 応募の手続

1 応募スケジュール

「第2 連携事業者の募集及び選定等」の「1 募集スケジュール」参照

2 応募希望表明書の受付

応募を希望する事業者は、応募希望表明書(様式 A)に所定の事項を記入し、受付期間内に電子メールにより提出し、都教育委員会の受領確認を得てください。応募希望表明書は、応募を義務付けるものではありません。また、応募希望表明書を提出した事業者名は公表しません。

(1)受付期間 令和3年1月18日(月)から同月21日(木)17時まで

(2)提出先 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

メールアドレス:S9000012@section.metro.tokyo.jp

(3)件名 【事業者名】通級による指導に係る応募希望表明書の提出

3 本要項等への質問・回答

(1)本要項等に対し質問がある場合は、質問書(様式 B)に所要の事項を記入し、受付期間内に電子メールにより送付し、東京都教育委員会の受領確認を得てください。電話での受付は行いません。

ア 受付期間 令和3年1月18日(月)から同月27日(水)17時まで

イ 送付先 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

メールアドレス:S9000012@section.metro.tokyo.jp

ウ 件名 【事業者名】通級による指導に係る質問書の送付

(2)本要項等への全ての質問に対する回答は、応募希望表明書の提出があった全事業者へ行います。

4 応募書類の提出

(1)応募事業者は、別添の様式等の応募書類を以下の期日までに郵送してください。

ア 応募締切 令和3年2月4日(木)【必着】

イ 郵送先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 15階
東京都教育庁都立学校教育部
特別支援教育課発達障害教育推進担当

(2) 提出書類

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ア (様式 C) 応募書類提出届 | 1部 |
| イ (様式1) から (様式5) まで (ファイルに綴じる) | 各5部 |
| ウ (様式1) から (様式5) までの内容を記録した CD-R | 1枚 |

※使用ソフトは、Word2016、Excel2016 とします。

東京都教育委員会と_____との連携に関する協定書（案）

東京都教育委員会（以下「甲」という。）及び_____（以下「乙」という。）は、都立高等学校（都立中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）に在籍する発達障害等のある生徒に対する支援の充実を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都立高等学校において実施される通級による指導の対象生徒に対し、乙が有する発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等を生かして、生徒一人一人の障害の状態に応じた専門的な学びの機会を提供することを通じて、生徒の持てる力を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けて必要な支援を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における用語の定義は、都立高等学校通級による指導実施要綱（令和2年11月19日付2教学特第1546号）第2条に定めるとおりとする。

（連携内容）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、次に掲げる事項を連携及び協力して実施するものとする。

- 一 乙による発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等のある人材の推薦
- 二 都立高等学校の生徒に対して、乙が支援した通級による指導に係る教材や事例等の甲との共有及び共有後の都立高等学校への普及
- 三 発達障害等のある生徒に対する指導ノウハウ等の専門性の向上
- 四 その他、都立高等学校における通級による指導の充実に資する取組として、甲及び乙の協議により定めたもの。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づく取組の実施に係る経費の負担については、甲及び乙の協議により、双方が応分に負担するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が終了する日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、申し入れがない場合には、有効期間を1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（状況報告）

第6条 乙は、前条の有効期間中、甲に対して定期的に第3条に定める連携内容の報告を

行う。また、甲は、乙に対して、随時報告を求めることができるほか、必要に応じて改善の指導を行うことができる。

(解除)

第7条 甲は、乙の事業執行上、甲と連携する事業者としてふさわしくない行為があったとき、又は、乙の代表者、役員若しくはその他の職員に暴力団関係者に該当する者があったときは、第5条の有効期間内においても本協定を解除できる。

(その他)

第8条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙において誠実に協議の上、対応するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙の双方が各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都教育委員会教育長 藤田 裕司

(乙) _____